

議第86号

最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界変更について

最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界を次のとおり変更する。

1 最上郡大蔵村から同郡舟形町に編入する区域

村名	字名		地番
最上郡 大蔵村	大字赤松	字羽龍	882の1の一部、882の2の一部、1775の132の一部、 2814の一部、2816の一部、2834の6の一部、 2834の7の一部

2 最上郡舟形町から同郡大蔵村に編入する区域

町名	字名		地番
最上郡 舟形町	堀内	字老ノ森 牛ヶ沢	4516の一部、4853の一部

上記の区域及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

提案理由

地方自治法第7条第1項の規定により、舟形町及び大蔵村から境界変更の処分申請があったので、同項の規定により提案するものである。

議第87号

財産の無償譲渡について

県は、次により財産を無償譲渡するものとする。

1 譲渡しようとする財産

- (1) 建 物 飽海郡遊佐町菅里字菅野南山21番地14 3,657.71平方メートル
山形市長町字向河原728番地2 769.93平方メートル
- (2) 工 作 物 (飽海郡遊佐町菅里字菅野南山21番地14、山形市長町字向河原728番地2に付合するものに限る。)
- (3) 立 木 竹 (飽海郡遊佐町菅里字菅野南山21番地14、山形市長町字向河原728番地2に付合するものに限る。)

2 評 価 額 建物 597,198,502円

3 譲渡の相手方 山形市宮町一丁目3番36号
社会福祉法人 山形県社会福祉事業団
理事長 飛 塚 典 子

4 譲渡しようとする理由

障がい者施設に使用するため、無償譲渡をするものである。

提 案 理 由

山形県吹浦荘及び山形県ワークショップ明星園の建物、工作物及び立木竹について無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものである。

議第88号

一般国道13号泉田道路工事用地の処分について

県は、次により財産を処分することができる。

- 1 処分しようとする財産
最上郡鮭川村大字昭和字昭和291番5 外35筆
31,838.81平方メートル
- 2 処分予定価格 105,789,349円
- 3 処分しようとする土地の買受人
宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号
支出負担行為担当官
東北地方整備局長 梅 野 修 一

提 案 理 由

一般国道13号泉田道路工事用地を国（国土交通省）に売渡すため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものである。

議第89号

一般国道13号新庄金山道路工事用地の処分について

県は、次により財産を処分することができる。

- 1 処分しようとする財産
最上郡金山町大字上台字下田表2006番2 外79筆
40,201.34平方メートル
- 2 処分予定価格 115,900,000円
- 3 処分しようとする土地の買受人
宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号
支出負担行為担当官
東北地方整備局長 梅 野 修 一

提 案 理 由

一般国道13号新庄金山道路工事用地を国（国土交通省）に売渡すため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものである。

議第90号

山形県県民の森の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県県民の森
- 2 指定をしようとする団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番
公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

提 案 理 由

山形県県民の森の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第91号

山形県源流の森の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県源流の森
- 2 指定をしようとする団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番
公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

山形県源流の森の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第92号

包括外部監査契約の締結について

県は、次により包括外部監査契約を締結する。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和3年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 10,887千円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 西村山郡河北町大字岩木984番地の2
氏名 柴 田 真 人
資格 公認会計士 |

提 案 理 由

包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものである。

山形県公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて

県は、山形県公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標について、次のとおり定めるものとする。

山形県公立大学法人中期目標

前文

山形県公立大学法人は、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技術・技能を身に付け、広く社会で活躍する人材を育成するとともに、地域に根ざした大学として真理の探求と知の創造に努め、もって地方創生及び社会全体の持続的な発展に寄与することを目的とする。

この目的を実現するため、本中期目標期間を、山形県立米沢栄養大学にあつては、大学設置の目的に沿った教育研究体制の充実を図る期間として、山形県立米沢女子短期大学にあつては、これまでの成果を礎とした教育研究を展開しつつ、社会の変化や地域のニーズを踏まえた教育研究機能の在り方について検討を進める期間として位置づけ、山形県は次の項目を基本とする中期目標を定める。

1 地域の発展を支える人材の育成

「学生が主役」の視点のもと、多様な学生ニーズに応え、「教養」、「実学」、「キャリア支援」を三本柱とした教育を展開することにより、学生の個々の能力を伸ばし地域の発展を支える人材を育成する。

2 教育研究成果を生かした地域貢献

地域に根ざした教育研究及びその成果の還元をより一層推進するとともに、地域との連携、協働に積極的に取り組み、県民の豊かな暮らしの実現に貢献する。

3 社会の変化に対応した大学運営

理事長のリーダーシップのもと、大学の教育研究内容や経営状況について不断に検証し、必要な改革を進めるなど、社会の変化に対応した戦略的な大学運営を図る。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

この中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学は、以下に記載する学部及び研究科並びに学科をもって構成する。

(1) 山形県立米沢栄養大学

学 部	健康栄養学部
研 究 科	健康栄養科学研究科

(2) 山形県立米沢女子短期大学

学 科	国語国文学科
	英語英文学科
	日本史学科
	社会情報学科

第2 山形県立米沢栄養大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の内容及び成果

「少人数教育」の利点を生かし、少子高齢化社会の到来、人々の価値観の多様化、食料自給の低下による食を取り巻く環境の国際化等、社会の変化に的確に対応した栄養に関する教育を推進するとともに、育成すべき人材像を全ての教員が共有し全学的な教育を展開することにより、国際的な視野を持ちながら地域において食を通じた健康づくり等を担うことができる人材を育成する。

① 学部教育

地域と関わりながら、豊かな人間性と幅広く深い教養と知識の上に、栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付けた人材を育成する。

② 大学院教育

外部との連携、協働を推進しながら、健康づくりや医療、福祉等の現場において、栄養に関するより高度な専門的知識、実践的能力を有するとともに、研究調査にも精通し、指導的役割を発揮する人材や、地域の栄養課題や食文化を熟知し、地域の栄養課題解決を担う教育者・研究者を養成する。

(2) 教育実施体制の充実

① 教員の配置

教育研究の進歩や時代の動向、地域や学生のニーズに柔軟に対応した教育を実施するため、適切な教員の配置を図る。

② 教育環境

学生に良好な環境で質の高い教育を提供するため、施設設備、資料等の計画的な整備及び長期的な視点に立った維持管理により、教育環境の向上を図る。

(3) 学生の確保

大学の特色、求める学生像、その他入学者の選抜に関する情報の積極的な発信及び高大連携の取組の推進等により、今後18歳人口が急速に減少する中でも、県内出身者をはじめとする志願者を確保し、大学が求める資質と能力を有する優秀な学生の確保を図る。また、現場で働く社会人が大学院において高度な教育を受け、研究が行えるよう、時間や場所を選ばずに学べる履修環境の整備及び情報発信に努め、積極的な受入れを図る。

(4) 学生支援の充実

① 学修支援

学生が自信と意欲、目的を持って学修に取り組めるよう、適切な評価に努め、学生一人ひとりの学修目的及び習熟度に応じた学修支援の充実を図る。

② 生活支援

学生が心身ともに充実した大学生活を送ることができるよう、生活全般に対する支援の充実を図る。

③ キャリア支援

地域で多様に活躍できる管理栄養士を養成するため、早い段階から社会的・職業的自立に向けた体系的なキャリア教育を展開し、また、学生個々の希望に応じた、就職や国家資格取得のための支援を行う。

2 研究に関する目標

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信

県民の健康で豊かな暮らしの実現に寄与するため、栄養学及び関連領域の学問を通じて、健康に資する実践的な研究を志向する。さらに学内外との共同研究、地域の課題解決に資する研究等を推進するとともに、その研究成果が地域で有効に活用されるよう、積極的に情報を発信する。

(2) 研究実施体制の充実

研究活動を促進するため、教員の研究成果に対する適正な評価を行い、その評価結果を活用

することにより、研究実施体制の充実を図る。

3 地域貢献に関する目標

(1) 地域で活躍する人材の輩出

地域が求める人材像を把握し、教育課程やキャリア支援に反映させることにより、地域で活躍する人材の輩出に努める。また、管理栄養士の活躍の場の拡充に努め、関係機関とも連携して県内就職の促進を図る。

(2) 地域社会への参画

ボランティア活動や地域活性化に向けた取組への参加等、課外活動を含む学生の地域社会への参画を支援することにより、学生の地域理解を醸成する。

(3) 教育研究成果の地域への還元

地域連携・研究推進センターの活動を通じ、栄養と健康に関するシンクタンク機能を発揮し、行政、他の教育・研究機関、県内企業等との連携を図り、教育研究成果を地域に還元する。

(4) 他大学との連携

大学の有する知的資源のより効果的な活用、情報発信及び高校生の県内進学促進を図るため、大学コンソーシアムやまがたへの積極的な参画により単位互換に取り組むなど、他大学との連携を推進する。

(5) 高等学校等との連携

高校生等の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、県内高等学校等との連携を推進する。

(6) 県民への学びの機会の提供

公開講座や栄養関係者のリカレント教育を目的とした研修会等、地域のニーズに合わせた学びの機会を充実することで、社会人の学び直しを促進する。

4 国際交流に関する目標

国際的な視野を持ち活躍できる人材を育成するため、海外の情報の収集を積極的に行い、その成果の活用や、海外の教育機関等との交流を通じて、国際化に対応した教育研究を展開する。

第2の2 山形県立米沢女子短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の内容及び成果

大学の伝統により培われた「学生と教員の距離が近い顔の見える教育」、創意工夫しながら築き上げていく「手づくりの少人数教育」を行うとともに、育成すべき人材像を全ての教員が共有し全学的な教育を展開することにより、教養と実学を身に付け、課題探求能力とコミュニケーション能力を持った人材を育成する。

(2) 教育実施体制の充実

① 教員の配置

教育研究の進歩や時代の動向、地域や学生のニーズに柔軟に対応した教育を実施するため、適切な教員の配置を図る。

② 教育環境

学生に良好な環境で質の高い教育を提供するため、施設設備、資料等の計画的な整備及び長期的な視点に立った維持管理により、教育環境の向上を図る。

(3) 学生の確保

大学の特色、求める学生像、その他入学者の選抜に関する情報の積極的な発信及び高大連携の取組の推進等により、今後18歳人口が急速に減少する中でも、県内出身者をはじめとする志願者を確保し、大学が求める資質と能力を有する優秀な学生の確保を図る。

(4) 学生支援の充実

① 学修支援

学生が自信と意欲、目的を持って学修に取り組めるよう、適切な評価に努め、学生一人ひと

とりの学修目的及び習熟度に応じた学修支援の充実を図る。

② 生活支援

学生が心身ともに充実した大学生活を送ることができるよう、生活全般に対する支援の充実を図る。

③ キャリア支援

地域で活躍できる人材を輩出するため、早い段階から社会的・職業的自立に向けた体系的なキャリア教育を展開し、また、学生個々の希望に応じた進路指導の充実を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信

各学科の専門分野の研究を深め、学内外との共同研究、地域の課題解決に資する研究等を推進するとともに、その研究成果が地域で有効に活用されるよう、積極的に情報を発信する。

(2) 研究実施体制の充実

研究活動を促進するため、教員の研究成果に対する適正な評価を行い、その評価結果を活用することにより、研究実施体制の充実を図る。

3 地域貢献に関する目標

(1) 地域で活躍する人材の輩出

地域が求める人材像を把握し、教育課程やキャリア支援に反映させるとともに、関係機関と連携して地域で活躍する人材の輩出に努め、県内就職の促進を図る。

(2) 地域社会への参画

ボランティア活動や地域活性化に向けた取組への参加等、課外活動を含む学生の地域社会への参画を支援することにより、学生の地域理解を醸成する。

(3) 教育研究成果の地域への還元

生活文化研究所の活動等を通じ、行政、他の教育・研究機関、県内企業等と連携し、地域の活性化のための取組を推進するなど、教育研究の成果を地域に還元する。

(4) 他大学との連携

大学の有する知的資源のより効果的な活用、情報発信及び高校生への県内進学を促進するため、大学コンソーシアムやまがたへの積極的な参画により単位互換に取り組むなど、他大学との連携を推進する。

(5) 高等学校等との連携

高校生等の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、県内高等学校等との連携を推進する。

(6) 県民への学びの機会の提供

公開講座やリカレント教育を目的とした授業の開放等、地域のニーズに合わせた学びの機会を充実することで、社会人の学び直しを促進する。

4 国際交流に関する目標

国際的な視野を持ち活躍できる人材を育成するため、海外の情報の収集を積極的に行い、その成果の活用や、海外の教育機関等との交流を通じて、国際化に対応した教育研究を展開する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

2つの大学を一体的かつ戦略的に運営できるよう、理事長のリーダーシップのもと、ガバナンス体制を明確にし、機動的、効率的な運営体制で情報の収集・分析を進めるとともに、学外の有識者及び専門家を積極的に任用し、幅広い意見を求め、開かれた大学運営を図る。

2 教育研究組織の改善に関する目標

教育研究の進歩や、社会の変化及び地域のニーズに的確に対応した優れた教育研究を実施するため、教育研究組織や教育課程の継続的な点検、見直しを進める。特に、山形県立米沢女子短期大学においては、これまでの教育研究の成果を土台に、教育研究機能の在り方について、県と連

携しながら検討を行う。

3 人事の適正化に関する目標

大学の教育研究の活性化を図るため、公立大学法人の特長を生かした人事制度により、教育研究の質の向上に資する優れた教員を継続的に確保するとともに、専門性の高い大学の業務に精通した職員を確保、育成する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標

事務の効率的、合理的な執行のため、事務処理の簡素化、外部委託の活用を含めた事務組織及び業務の継続的な見直しを進める。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の確保に関する目標

(1) 外部研究資金の獲得

国や民間研究団体の制度を有効に活用するなど、外部研究資金の積極的な獲得に努める。

(2) その他自己収入の確保

教育の質の向上と大学の円滑な運営を図るため、授業料、入学料、入学考査料等の自己収入の確保及び大学施設・設備の活用等により多様な収入の確保に努める。

2 経費の効率化に関する目標

大学の教育研究の質の向上を図りつつ、業務の全般について継続的な見直しを行い、より効率的な運営により経費の節減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

健全な運営を確保するため、経営的視点に立ち、資産の効果的、効率的な管理及び活用並びに資金の安全な運用を図る。

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

大学の教育研究の質の向上を図るため、諸活動について多面的な自己点検、評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動や業務運営の改善に継続して取り組む。

2 情報公開及び情報発信の推進に関する目標

公的資金を基盤として運営される公立大学法人として、運営の透明性を高め、社会に対する説明責任を果たすため、教育研究及び組織運営の状況に関する情報を積極的に公開するとともに、地域の発展に資するため、教育研究の成果及び人的資源に関する情報を積極的に発信する。

第6 その他業務運営に関する目標

1 安全管理に関する目標

大学の学内における事故、犯罪及び災害による被害発生の未然防止や安全衛生管理の充実に努めるとともに、事故や災害等の危機が発生した場合に適切かつ迅速に対応できるよう、教職員や学生に対する安全教育の推進や関係機関との連携を図る。

2 人権に関する目標

学生及び教職員の人権意識の向上を図るとともに、人権侵害や各種ハラスメントを防止するための取組を推進する。

3 法令遵守に関する目標

適正な業務運営の保持増進を図るため、法令遵守を徹底する取組を推進する。

提 案 理 由

山形県公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により提案するものである。

議第94号

公立大学法人山形県立保健医療大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めること
について

県は、公立大学法人山形県立保健医療大学が達成すべき業務運営に関する目標について、次のとおり定めるものとする。

公立大学法人山形県立保健医療大学中期目標

前文

公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）は、幅広い教養と豊かな人間性を備え、高度な知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育・研究の成果を地域に還元し、もって、県民の健康及び福祉の向上に寄与することを建学の理念・目的に掲げ、教育・研究・地域貢献活動に取り組んできた。

一方で、本県では、医療現場等における看護職員の不足や特に大学卒の看護学生の県内定着率が全国平均を大きく下回るなどの課題を抱えている。加えて我が国全体の状況よりも先んじて少子高齢化が進行し、更には、新興感染症の影響による新たな保健医療ニーズも生じている。

このため、保健・医療・福祉の分野で活躍する高度な人材の着実な育成がこれまで以上に求められることから、山形県は、第1期及び第2期中期目標期間の成果も踏まえながら、今後6年間に於いて達成すべき業務運営に関する目標として、以下を基本方針・基本目標とする第3期中期目標を定める。

【基本方針】

新興感染症の流行など大きく環境が変化する中、地域医療提供体制の将来の姿を見据え、質の高い高度で専門的な知識・能力を有し、人間性豊かで、これからの山形県の保健・医療・福祉を支える有能な人材を安定的に輩出するとともに、研究成果を教育や地域等へ積極的に還元する。

【基本目標】

1 県内へ医療人材等を安定的に輩出

本県の中核的な保健医療従事者の育成機関として、医療人材を県内の医療機関等へ安定的に輩出し、地域医療を支えていく。

2 時代の要請や地域ニーズを踏まえた人材養成

質の高い教育を展開し、時代の要請や地域ニーズに応えられる実践力のある優れた医療人材を養成する。

3 積極的な研究活動・地域貢献の推進

直面する地域課題（保健・医療・福祉）を解決するため、行政や地域、企業等と連携・協働した研究活動を積極的に推進し、その研究成果を教育や地域で積極的に活用する。

4 教育研究体制、業務運営、組織体制の継続的な見直し

時代の変化や地域社会の要請に的確に対応するため、理事長のリーダーシップのもと、教育研究体制や業務運営、組織体制の見直しを継続的に行う。

法人は、山形県立保健医療大学を、県立大学として、地域に根ざし、県民から支持される魅力ある大学とするため、これまでの成果を礎として、更なる教育・研究の質及び魅力の向上、地域貢献に努めるものとする。

また、社会経済情勢の変化に対応し、本目標は必要に応じて見直すものとする。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

この中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

山形県立保健医療大学（以下「大学」という。）は、以下に記載する学部、研究科をもって構成する。

学 部	保健医療学部
研究科	保健医療学研究科

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の内容

医療の高度化、専門化や高齢化、少子化の進展に伴う保健・医療・福祉ニーズの多様化、新興感染症の流行による生活様式の変化など、社会や環境の変化に的確に対応した教育を推進する。

① 養成すべき人材

ア 学部教育

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に示す基準を満たし、自律的・自主的に学び、地域の保健・医療・福祉の分野で活躍できる人材を育成する。

イ 大学院教育

ディプロマ・ポリシーに示す基準を満たし、高度な専門知識と研究能力を活用し、高度専門職業人、教育者、研究者として、保健・医療・福祉の向上に貢献できる人材を養成する。

② 実践的な教育の推進

地域ニーズ（保健・医療・福祉）に柔軟に対応できる専門職を育成するため、地域や行政等と連携した実践的な教育を推進する。

③ 教育の改善

学生に質の高い教育を提供するため、教育内容や教育方法について、適時見直し、改善を行い、教育の質の向上を図る。

④ 新たなニーズに対応する教育の推進

地域包括ケアシステムの構築や感染症への対応など、保健医療の進展や時代の要請に応えるため重要な役割を担う、特定行為に係る看護師や認定看護師などの高度専門資格を持つ看護師の養成について、県や関係機関と連携し取組を進める。

また、看護師養成所の専任教員の養成にも引き続き取り組む。

(2) 教育実施体制の充実

① キャリア支援

学生一人ひとりの特性・志向にあった効果的な教育を展開し、就職や進学、国家資格の取得など、キャリア形成における学生の学修目的達成に向けた支援の充実を図る。

② 教育環境

学生に良好な環境で質の高い教育を提供するため、施設設備、資料等の計画的な整備及び長期的な視点に立った維持管理により、教育環境の向上を図るとともに、遠隔授業の更なる活用など、教育のデジタル化を推進する。

(3) 地域に貢献する人材の育成と県内定着の促進

県立の高等教育機関として、教育やキャリア支援等を通じた学生の意識の醸成や就職状況の分析を踏まえた指導などにより、県内・県外出身を問わず本県の保健・医療・福祉の分野

で中核的な役割を担う優秀な人材の育成と県内定着の促進に積極的に取り組む。

(4) 学生の受入れ

① 学部生

教育目標に基づくアドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）等を広く発信するとともに、より適切な入学者選抜となるよう選抜方法等の見直しを図りながら、地域の保健・医療・福祉を支え、貢献する目的意識の高い学生の確保に向けた取組を進める。

② 大学院生

高い向学心を持ち、自ら課題を見出し、解決に向けて研究に取り組むなど、保健・医療・福祉の向上に貢献する意欲のある学生を、積極的に広く受け入れる。

(5) 学生支援の充実

高等教育の無償化や昨今の社会情勢等を踏まえ、学生が、学修に専念し安定した学生生活を送れるよう支援を行う。

2 研究に関する目標

(1) 県との連携

県の政策推進（「健康長寿日本一」の実現等）のための研究拠点としての役割を担い、県と連携して研究に取り組み、その成果を県民に還元する。

(2) 質の高い研究活動の推進

外部研究資金（競争的資金、受託研究・共同研究）等を戦略的に獲得するなど、研究活動活性化のための取組を強化し、質の高い研究活動を推進する。

3 地域貢献に関する目標

(1) 人材の県内定着への貢献

本県の保健・医療・福祉を支える優秀な人材の県内定着に貢献するため、学内でキャリア支援体制を構築し、県、市町村、医療機関等とも連携した県内就職の促進や県内・県外出身学生の県内就職に向けた取組を積極的に展開し、大学として、入学者の県内出身者率と同程度の卒業生の県内定着率を目指す。

(2) 教育研究成果の地域等への還元

地域課題を的確に把握して調査・研究・提言や共同研究（シンクタンクの機能）等を推進し、その研究成果等を行政や地域、産業界等へ還元する。

(3) 医療関係者へのリカレント教育の充実・強化

医療関係者のキャリアアップに資する研修プログラムの提供など、リカレント教育の充実・強化を図る。

(4) 県民への学びの機会の提供

一般県民向けの公開講座の実施など、ニーズに合わせた多様な学びの機会の充実を図る。

(5) 他大学との連携

大学の有する知的資源のより効果的な活用及び情報発信を図るため、大学コンソーシアムやまがたへの積極的な参画など、他大学との連携を推進する。

(6) 高等学校等との連携

高校生等の学習意欲の喚起や進路選択、県内進学に資するため、県内高等学校等との連携を推進する。

(7) 大規模災害等発生時の協力

大規模災害等が発生した場合、県や関係機関と連携し、大学の人的資源等を生かした協力・支援を積極的に推進する。

4 国際交流に関する目標

国際的な研究動向等への迅速な対応や国際的視野を持ち活躍できる人材の育成などのため、国外の教育機関等との連携・交流を促進する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

理事長のリーダーシップのもと、法人の機動的、効率的な運営体制を強化するとともに、学外の有識者及び専門家を積極的に任用し幅広い意見を求め、開かれた大学運営を図る。

2 教育研究組織の改善に関する目標

教育研究の進歩や地域ニーズ、社会の変化等に的確に対応した優れた教育研究を実施するため、県内の医療人材の需給の動向等を踏まえた学部・研究科の在り方を含め、教育研究組織の継続的な点検、見直しを進める。

3 人事の適正化に関する目標

教育研究の活性化と質の向上のため、優れた教員を継続的に確保するとともに、適正な評価を実施し、教員の意欲及び資質の向上を図る。

また、大学の業務に精通した職員の育成を進める。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標

ワーク・ライフ・バランスの確保に向け、事務の効率的・合理的な執行を推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の確保に関する目標

教育の質の向上と大学の円滑な運営を図るため、授業料、入学料、入学考査料等の自己収入の確保とその増加や多様な収入の確保に向け取り組む。

2 経費の効率化に関する目標

大学の教育研究の質の向上を図りつつ、法人の業務全般について継続的な見直しを行い、より効率的な運営により経費節減を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

法人の健全な運営を確保するため、経営的視点に立ち資産の効果的、効率的な管理及び活用並びに資金の安全な運用を図る。

第5 自己点検、評価及び情報提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

大学の教育研究の質の向上を図るため、法人、大学の諸活動について多面的な自己点検・評価を行い、その結果を積極的に公表するとともに、教育研究活動や法人の業務運営の改善に継続して取り組む。

2 情報発信の推進に関する目標

18歳人口が急速に減少する中、将来的な学生の確保も見据え、県内学生の確保などにも配慮しながら、大学のブランド力強化のための魅力の向上を図るとともに、大学の認知度を高めるための情報発信を推進する。

3 情報公開の推進に関する目標

公的資金を基盤として運営される公立大学法人として、運営の透明性を高め、社会に対する説明責任を果たすため、教育研究及び組織運営の状況に関する情報の公開を推進する。

第6 その他業務運営に関する目標

1 安全管理に関する目標

学内における事故、犯罪、災害による被害発生の未然防止など、安全安心な教育研究環境を維持するため、安全管理の取組を推進する。

2 人権に関する目標

学生及び教職員の人権意識の向上を図るとともに、人権侵害や各種ハラスメントを防止するための取組を推進する。

3 法令遵守に関する目標

適正な業務運営のため、法令遵守を徹底する取組を推進する。

- 4 SDGs（持続可能な開発目標）実現に向けた取組に関する目標
教育研究活動及び大学運営を通して、SDGs実現に向けた取組を推進する。

提 案 理 由

公立大学法人山形県立保健医療大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により提案するものである。

議第95号

山形海区漁業調整委員会委員の任命について

次の者を山形海区漁業調整委員会委員に任命することについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第138条の規定により、同意する。

池	田	亀	五郎
鈴	木	重	作
伊	原	光	臣
飯	塚	厚	司
佐	藤	栄	一
本	間	和	憲
加	藤		栄
佐	藤	一	道
樋	口	恵	佳
矢	口	明	子

提 案 理 由

山形海区漁業調整委員会委員10人を任命するため、提案するものである。